工事共通仕様書

平成２２年４月

資源循環局

目　　次

第１　総則 ---------- 1

第２　提出書類 ---------- 3

第３　施工管理 ---------- 5

第４　安全管理 ---------- 6

第５　法定資格者等 ---------- 7

第６　注意事項 ---------- 8

第７　検査 ---------- 8

第８　かし担保 ---------- 9

第９　環境配慮事項 ---------- 9

第10　建設副産物の処理 ---------- 9

第11　その他 ---------- 10

第１　総則

１　一般事項

(1)　この共通仕様書は、資源循環局が発注する工事に適用するもので、工事請負契約約款に定める仕様書の一部を構成する。

(2)　設計図書等の優先順位は次のとおりとする。

設計図書等		優先順位	適　用
現場説明書（質問回答書を含む）		1	全ての工事
特記仕様書		2	全ての工事
設計図		3	全ての工事
工事共通仕様書	横浜市資源循環局	4	全ての工事
電気設備工事共通仕様書		5	電気設備工事
横浜市建築局建築工事特則仕様書		6	建築工事
横浜市建築局機械設備工事特則仕様書		6	機械設備工事
横浜市建築局電気設備工事特則仕様書		6	電気設備工事
横浜市土木工事共通仕様書		6	土木工事
公共建築工事標準仕様書　建築工事編	国土交通省営繕部監修	7	建築工事
公共建築工事標準仕様書　電気設備工事編		7	電気設備工事
公共建築工事標準仕様書　機械設備工事編		7	機械設備工事
公共建築改修工事標準仕様書　建築工事編		7	建築工事
公共建築改修工事標準仕様書　電気設備工事編		7	電気設備工事
公共建築改修工事標準仕様書　機械設備工事編		7	機械設備工事
公共建築設備工事標準図　電気設備工事編		7	電気設備工事
公共建築設備工事標準図　機械設備工事編		7	機械設備工事

(3)　本施工に関する基準は、設計図書の指示によるほか次による。

設計図書の各仕様書及び図面等	
建築工事監理指針	国土交通省大臣官房官庁営繕部
建築改修工事監理指針	
機械設備工事監理指針	
電気設備工事監理指針	
土木工事施工要領	横浜市道路局
機械設備工事施工マニュアル	横浜市建築局監修
電気設備工事施工マニュアル	

工事種別により上記以外に必要な基準等は、特記仕様書に記載する。

２　諸法令の遵守

(1)　請負人は、当該工事に関して諸法令を遵守し、工事の円滑な進行を図るとともに、諸法令の運用、適用は請負人の責任において行うこと。

(2)　遵守する主な法令は次に示すとおり。

地方自治法	昭和 22 年４月	法律 67 号
建設業法	昭和 24 年５月	法律 100 号
下請代金支払遅延等防止法	昭和 31 年６月	法律 120 号
労働基準法	昭和 22 年４月	法律 49 号
労働安全衛生法	昭和 47 年６月	法律 57 号
作業環境測定法	昭和 50 年５月	法律 28 号
じん肺法	昭和 35 年３月	法律 30 号
建設労働者の雇用の改善等に関する法律	昭和 51 年５月	法律 33 号
出入国管理及び難民認定法	昭和 26 年 10 月	政令 319 号
道路法	昭和 27 年６月	法律 180 号
道路交通法	昭和 35 年６月	法律 105 号
道路運送車両法	昭和 26 年６月	法律 185 号
地すべり等防止法	昭和 33 年３月	法律 30 号
河川法	昭和 39 年７月	法律 167 号
海岸法	昭和 31 年５月	法律 101 号

港則法	昭和 23 年 7 月	法律 174 号
軌道法	大正 10 年 4 月	法律 76 号
下水道法	昭和 33 年 4 月	法律 79 号
航空法	昭和 27 年 7 月	法律 231 号
公有水面埋立法	大正 10 年 4 月	法律 57 号
環境基本法	平成 5 年 11 月	法律 91 号
火薬類取締法	昭和 25 年 5 月	法律 149 号
大気汚染防止法	昭和 43 年 6 月	法律 97 号
騒音規制法	昭和 43 年 6 月	法律 98 号
水質汚濁防止法	昭和 45 年 12 月	法律 138 号
振動規制法	昭和 51 年 6 月	法律 64 号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和 45 年 12 月	法律 137 号
資源の有効な利用の促進に関する法律	平成 3 年 4 月	法律 48 号
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成 12 年 5 月	法律 104 号
電気事業法	昭和 39 年 7 月	法律 170 号
消防法	昭和 23 年 7 月	法律 186 号
測量法	昭和 24 年 6 月	法律 188 号
建築基準法	昭和 25 年 5 月	法律 201 号
神奈川県条例		
横浜市条例		
そのほか本工事に関連する法令、施行令、施行規則、要綱、基準、規程等		

(3) 施工に当たっては、労働安全衛生法及びその他諸法令を遵守し、設計図書に従い本市の業務に支障を来たさぬよう、監督員と十分協議し速やかに行うこと。

(4) 請負人は、諸法令に違反したことにより問題が発生した場合においては、請負人の責任におい解決すること。

(5) 請負人は、本工事の計画、図面、仕様書及び契約に関して諸法令に照らし矛盾等が判明した場合には、直ちに監督員と協議すること。

3　規格等

準拠する主な規格は次のとおり。

ＪＩＳ　日本工業規格
ＪＡＳ　日本農林規格
ＩＳＯ　国際標準化機構規格
ＩＥＣ　国際電気標準会議規格
日本水道協会規格（ＪＷＷＡ）
空気調和・衛生工学会規格（ＨＡＳＳ）
その他、関連団体規格、関連の規格に準拠する。
本工事に関連の規格は特記仕様書による。

4　用語の定義

「監督員」とは、「横浜市請負工事監督事務取扱規程」による監督員を言い、総括監督員、主任監督員、担当監督員及び委託監督員を言う。

5　官公庁その他への手続き等

請負人は、施工に当たっては、関係官公庁及びその他機関への届出等を法令または設計図書の定めにより実施すること。

6　工事実績情報の作成及び登録

請負人は、工事請負金額が500万円以上の工事について、必要書類を作成し本市の確認後、工事実績情報サービス（CORINS）へ契約日より10日以内に登録すること。

7　施工体制台帳、施工体系図（工事担当技術者)、施工体系図兼下請契約調書の提出

請負人は、建設業法に基づき、下請契約金額の合計が3,000万円以上の場合は、着工後及び完成時に「施工体制台帳」の写し、「施工体系図兼下請契約調書」（下請契約金額を必ず記載）及び「施工体系図（工事担当技術者)」を監督員に提出する。

8　工事現場における施工体制の点検

請負人は、本市が行う「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行に伴う工

事現場における適正な施工の確保のための点検を受けること。

(1)　点検の適用対象は次のとおり。

ア　監理技術者及び主任技術者の専任に関する点検は、建設業法第 26 条第３項に該当する工事（請負金額が 2,500 万円以上のもの）について行う。

イ　施工体制台帳等に関する点検は、建設業法第 24 条の７に該当する工事（下請契約の請負金額の合計が 3,000 万円以上のもの）について行う。

ウ　点検内容は次のとおり。

(ｱ)　専任を要する期間中における監理技術者の確認

(ｲ)　監理技術者資格者証の点検

(ｳ)　配置技術者と契約後の通知に基づく監理技術者または主任技術者の同一性の点検

(ｴ)　現場の常駐状況の点検（工事請負契約約款第 11 条）

(ｵ)　施工体制台帳の点検（下請契約書共）

(ｶ)　施工体系図の点検（工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示）

(ｷ)　施工体制の把握

(ｸ)　施工中の建設業許可を示す標識等の点検

a　建設業許可を示す標識（公衆の見やすい場所に掲示）

b　建設業退職金共済制度に関する掲示

c　労災保険に関する掲示

(ｹ)　CORINS 登録の点検等

エ　請負人は、工事着手前等において、監理技術者など配置予定技術者（入札前に総務局から提出を求められた工事）に変更が生じた場合は、速やかに配置技術者（変更）届出の手続きを総務局に対して行う。

オ　請負人は、本市監督員等から監理技術者資格者証の提示を求められた場合は、速やかに提示すること。

9　公共事業労務費調査等の協力

(1)　公共事業労務費調査の対象となった工事については、調査票に必要事項を正確に記入し提出する等、協力を行うこと。また、調査内容に不備がある場合等、事後に調査を行う場合についても同様とする。

(2)　公共事業労務費調査の対象となった工事の一部について下請契約を締結する場合は、下請工事の受注者に前項と同様の協力を行う旨を定めること。

(3)　工事請負代金が 2,500 万円以上の工事について、監督員が指定する特殊機器類の納入調査票を提出する。

第２　提出書類

1　提出書類は次のとおりとする。ただし、監督員の指示により省略することができる。

(1)　工事請負契約約款に基づく書類

書類名	提出部数	備考
工事着手届出書	２部	工事請負契約約款３条
現場代理人 主任技術者　選定通知書 監理技術者	２部	工事請負契約約款11条
工程表	２部	工事請負契約約款４条
請負代金内訳書	２部	工事請負契約約款４条
下請負人選定通知書	２部	工事請負契約約款８条
契約保証書	１部	工事請負契約約款５条
前払保証証書	１部	工事請負契約約款35条
火災保険証書	１部	工事請負契約約款47条　※注１
建設工事保険証書	１部	工事請負契約約款47条　※注１
請求書・支出命令書	１部	工事請負契約約款33条
工事出来形部分検査申請書	２部	工事請負契約約款38条
工事完成届出書	２部	工事請負契約約款32条
工事目的物引渡書	２部	工事請負契約約款32条

(2)　工事管理上の提出書類

書類名	提出部数	備考
登録内容確認書(CORINS)	１部	500万以上：簡易　2,500万以上：詳細
施工体制図	３部	
緊急連絡体制表	３部	
関係諸官庁一覧表	３部	
安全管理体制表（ダイオキシン対策含む）	２部	
安全管理に係る着手届	３部	
作業日報	１部	
出退届	１部	
工事月報	１部	
安全作業計画書	１部	
作業安全点検チェックシート	１部	
機器使用許可申請書	２部	
段階点検確認書	２部	
出来高報告書	１部	
自家用電気工作物の(工事・停電作業)について	１部	必要時
施工計画書	３部	※注２
施工図	３部	※注３
承諾図	３部	
打合せ議事録	１部	
有資格者リスト	２部	
使用材料検査申請書	２部	
使用材料品質保証書	３部	※注４
支給品明細書	３部	
貸与品明細書	３部	
建設発生土等確認処分届	１部	
土砂搬入申込書	１部	
産業廃棄物管理票(マニフェスト)	１部	
電源・用水使用許可申請書	１部	
場内車両駐車許可申請書	１部	
工事計画届出書チェックリスト	１部	
工事記録写真（デジタル写真）	２部	※注５　電子納品
完成図書	２部	※注６　電子納品
解体材料引渡書	２部	
その他必要な書類	必要部数	監督員の指示事項
保証書	１部	かし期間含む
かし点検報告書・かし修補報告書	１部	かし点検等実施時

２　火災保険証書及び建設工事保険証書（※注１）

工事請負契約約款第47条第１項の火災保険その他の保険は、次により付すること。

(1)　保険の種類は「普通火災保険」又は「建設工事保険」とする。

(2)　保険期間は、原則として工事着手の日から工事目的物の引渡の日までとする。

(3)　保険の目的物は、工事目的物とする。（但し、杭工事部分は除くことができる。）

(4)　保険金額は、請負金額とする。（但し、杭工事部分は除くことができる。）

(5)　被保険者

ア　普通火災保険は、原則として横浜市長とする。

イ　建設工事保険は工事請負人とする。ただし、火災による損害補填分については、原則として横浜市長を受取人とする特約を付すること。

(6)　保険証券などの提出

保険の契約を締結したときは、直ちにその証券又はこれに代わるものを監督員に提出する。た

だし、部分払いするものについては、次によることができる。

ア　普通火災保険は、工事請負契約約款第 47 条第２項の規程にかかわらず、第１回部分払の請求時に保険証券を監督員に提出する。

イ　建設工事保険は、第１回部分払の請求時に保険証券の写し及び特約の写しを提出する。

3　施工計画書（※注２）

(1)　請負人は、施工前に、工事の実施に必要な施工計画書を提出すること。

(2)　品質計画、一工程の施工確認を行う段階及び、施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を当該施工前に提出すること。ただし品質計画以外の部分は、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合省略できる。

(3)　施工計画書の一般的記載事項は、次による。

ア　記載事項

施工計画書には、工事の概要、計画工程表、現場組織表、安全管理（安全訓練の実施を含む）、再生資源の利用の促進、その他監督員が指示した事項を記載すること。

イ　変更

施工計画書を変更しようとするときは、その都度、変更部分の施工前に、変更施工計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。ただし、軽微な変更については、口頭で監督員の承諾を受けることができる。

4　施工図（※注３）

施工上必要な各種の躯体図、納り図、原寸図、製作図又は型板の類は、いずれも施工に先立ち監督員の承諾を受けること。

また、必要図面、縮尺等は監督員と協議し決定すること。

5　使用材料品質保証書（※注４）

準拠規格、数量等を明記の上、監督員に提出し承諾を受けること。

6　工事記録写真（※注５）

(1)　請負人は、施工に当たっては次の事項に関するデジタル写真を撮影し、工程順に編集し工事完成時に提出すること。提出については、デジタル写真管理情報基準（横浜市）による。

ア　工事場所の工事着手前、施工中及び完成時の状態。

イ　工事場所周辺の構造物等で、工事実施の影響を受けて、沈下、亀裂等が起こる恐れのある物の状態。

ウ　施工の妨げになるため移設し、施工完了後復旧する場合の、移設前及び復旧後の状態。

エ　工事完成後では、検査、確認が不可能または困難である構造物及び、施工上隠ぺいされてしまう各種工事の終了時の状態。

オ　事故、災害が発生したときの状態。

カ　その他、監督員が指示したもの。

7　完成図書その他（※注６）

請負人は、工事完成時に下記を本市に引き渡す。なお、作成部数及び内容に変更があるものについては、監督員が別途指示する。

工事概要書	各種試験成績表	物品引継ぎ内訳書
完成図	機器類試験成績表	施設台帳
施工図	各種届出関係書類	機器台帳
機器完成図	処分証明書類	工事写真
主要機器類の連絡先等一覧表	取扱説明書	付属品類
使用材料等一覧表	維持管理注意事項説明書	その他監督員の指示するもの

第３　施工管理

1　使用材料

(1)　工事用材料は全て新品を使用する、ただし支給品についてはこの限りではない。

(2)　工事用材料は、特記仕様書に記載された規格品とする。ただし、規格のないものについては事前に監督員の承諾を受けること。

(3)　請負人は使用材料品質保証書、検査成績書等を提出し、監督員の承諾を受けた後、搬入時に材料検査申請書に基づき現場代理人、監督員双方立会の下で確認すること。

(4)　請負人は本工事の支給品、貸与品について明細書を作成し、現場代理人、監督員双方立会の下で確認すること。

2　施工

(1)　本工事が安全管理を優先的に考慮すべき工事「安全管理工事」として指定した場合は、「横浜市工事安全管理規則」に準じて「安全管理指定工事特記仕様書」に従い施工すること。

(2)　本工事に段階点検の実施が義務づけられた場合は、特記仕様書の記載に従い段階点検を実施すること。

3　工事現場管理

(1)　地元住民への配慮

ア　施工に当たっては、監督員と協議の上、地元住民に迷惑を及ぼさないよう最大限の配慮をすること。

イ　施工に当たっては、公衆に迷惑、危害を及ぼさないよう細心の注意を払い、関係官公庁の許可を受けないで、水陸の交通及び流水の妨げとなる行為をしないこと。

ウ　請負人は施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないようにすること。

エ　請負人は、地元関係団体等から施工に関して苦情があり、請負人が対応すべき範囲は誠意を持ってその対応にあたること。

(2)　工事現場の維持管理

ア　工事現場周辺の道路及び仮排水路は、監督員及び道路管理者の指示に従い、常に良好な状態に保つよう、適切な維持管理を行うこと。

イ　工事現場は、工事用機械器具及び材料、建設発生土等が常に整理されていて、作業の安全と能率的運営が確保できる状態にすること。また火災、盗難等が発生しないように十分注意し、大雨、出水等による災害の防止について日頃から配慮すること。

ウ　他の請負人と同一または隣接する工事場所で作業するときは、常に協力して工事の進ちょくを図るとともに監督員との協議の上、安全に関し相互に必要な措置を講じること。

エ　請負人は、本施工に当たって、機器その他に異常な箇所を発見した場合は、監督員に速やかに報告すること。

(3)　既設杭及び境界杭

既存杭は、敷地の内外を問わず監督員の指示のない限り、移設・除去または埋設しないこと。工事中に破損紛失の恐れのある境界杭その他監督員が指示する杭については、1箇所につき4箇所以上の引照点を設け、これらを良好な状態に維持すること。

(4)　埋設物、埋蔵物、障害物等の立会

工事現場において埋設物、埋蔵物、障害物等を発見した場合は、速やかに監督員に報告し立会を求め、その指示を受けること。

(5)　表示板の設置

工事現場には住民に周知するため、監督員の指示により下記事項を記載した表示板を設置する。

ア　工事名

イ　工事場所

ウ　発注局

エ　工事担当課

オ　請負人住所、氏名、連絡先

カ　工事期間

キ　その他法令等の必要に応じて次の表示板を見やすいところに捧げる。

(ｱ)　建設業の許可票（建設業法第40条）

(ｲ)　労災保険関係成立票（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第74条）

(ｳ)　道路使用許可証（道路交通法第77条申請による許可条件）

(ｴ)　道路占用許可証（道路法第32条、道路法施行令第7条申請による許可条件）

(ｵ)　その他（建築基準法による確認済等）

第4　安全管理

1　資源循環局各構内作業基準

請負人は、本工事の実施にあたり関連する構内作業基準を遵守し作業にあたること。

2　労働安全

作業の安全については、「労働基準法」、「労働安全衛生法」、「廃棄物焼却施設内におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年４月25日厚生労働省基発 401号）」（以下「401号」という。）、「防じんマスクの選択、使用等について（平成17年２月７日厚生労働省基発第0207006号）」、「防毒

マスクの選択、使用等について（平成17年２月７日厚生労働省基発第027007号）」、その他関係法令・規則・基準を遵守すること。

(1)　請負人は工事着手前にダイオキシン類ばく露防止に係わる作業責任者・作業指揮者及び保護具着用責任者を選任し、保護具、特別教育等実施対策について 401 号に従い、実施計画書を監督員に提出し承諾を受けること。

(2)　作業者には 401 号の内容に従い、適切な保護具を装着させること。また、管理区分等については、監督員と十分協議すること。

(3)　401 号の趣旨に従い作業員に特別教育を必ず実施すること。

３　足場仮設

(1)　足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（平成 21 年４月 24 日厚生労働省基発第 0424001 号）※」により設置すること。なお、足場の組立、解体又は変更の作業については、同ガイドライン別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２(2)又は２(3)により行なうこと。また、その足場は同ガイドライン別紙２「働きやすい安心感のある足場に関する基準」２に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有すること。

(2)　請負人は、設置する足場が、同ガイドライン第６「留意すべき事項」に適合していることを、施工計画にて監督員に示すこと。

※　手すり先行工法に関するガイドラインは下記ＵＲＬを参照

ＵＲＬhttp://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei26/dl/06.pdf

４　公衆の安全

公衆の災害防止については、「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年１月）」を遵守すること。

５　災害防止

災害及び事故の予防対策については、関係法令等に準拠して万全を期するほか、台風、豪雨など予測できる荒天に対して適切な措置を講じること。

６　公害防止

公害防止について法令等を遵守し、適切な予防措置を行い、公害を防止すること。

７　保安管理

請負人は、作業者の監督及び指導について留意し、工事中は、他の作業者と区別できる保安帽等を全員に着用させること。また、火気、電気及び危険物等の取扱には留意し、喫煙等は、指定された場所で行うこと。

８　安全確保

工事現場内外を問わず人命、財産に危害、損傷を与えないように常に安全に留意し、必要に応じて適切な予防措置を行う。火災・盗難・騒音その他事故の予防についても同様とする。

９　緊急措置

施工中に事故が発生した場合は、必要な応急処置を施すとともに、その措置及び状況等を直ちに監督員に報告して指示を受けること。

第５　法定資格者等

１　法定資格者の就労

請負人は、施工に際し、法定資格者の就労を必要とする作業には、必ずその有資格者を従事させること。また、職務についても法令等に基づき確実に遂行するように管理すること。

(1)　法定資格等（下記参照）は、その証明書の写しを必ず提出すること。

ア　主任技術者、監理技術者
イ　酸素欠乏危険作業主任者
ウ　足場組立等作業主任者
エ　特定化学物質等作業主任者
オ　玉掛技能者
カ　電気溶接技能者
キ　ガス溶接技能者
ク　電気工事士
ケ　その他、本施工に必要な法定資格者

(2)　法定作業主任者の選任

ア　労働安全衛生法 16 条の規定による安全衛生責任者またはそれに準じる者、あるいは統括安全衛生責任者またはこれに準ずる者を専任すること。

イ　請負人は、労働安全衛生法に定められた危険作業（酸素欠乏危険作業、足場の組立て等作業）を行う場合は、有資格者の中から作業主任者を選任し法令等に定められた特別教育並びに現場の指示及び指揮を行うこと。

第６　注意事項

１　施工にあたり、次に定める事項に注意すること。

(1)　既設ごみ焼却工場内工事

ア　既設ごみ焼却工場内のごみピット内、抜水した灰汚水槽、排水処理施設の各槽等は、酸素欠乏危険場所に該当するので、作業にあたり諸規定を遵守して行うこと。

また、施工にあたり、焼却炉の運転計画及びごみ搬入車、灰搬出車などの動線等を妨げないように、施工計画を立てて作業すること。

イ　工場構内では、二硫化炭素ガスの発生する可能性のある場所があるので、監督員の指示を受け、事前にガス濃度の測定を行い、必要に応じて指定の保護具を使用して作業すること。

(2)　ごみ埋立処分地内工事

ア　ガス対策

(ｱ)　処分地では、引火性のガス発生が予想されるので、監督員の指定した場所以外での火気の使用は厳禁する。施工にあたり、「火気厳禁」及び「立入禁止」等の標識を適切な場所に設置すること。また、喫煙は監督員が指定した場所に「喫煙所」と明記した立札及び水を張った不燃性の容器を備えた場所とする。

(ｲ)　埋立処分地のマンホール作業内などでは酸素欠乏状態となることがあるので、十分注意すること。また、工事中は、常にガス爆発及び酸素欠乏の危険性に留意し、異常を認めた場合は、作業員を安全な場所に退避させ、火気その他点火源となるおそれのあるものの使用を停止し、通風換気等を行うこと。

(ｳ)　管きょ、マンホール、各種槽類及び掘削した場所等に立ち入るときは、可搬式送風機等で十分換気を行うとともに、ガス測定器等で安全を確認してから工事に着手し、作業中も常に安全を確認すること。

(ｴ)　コンクリートのはつり、溶接その他電気器具等を使用して、火花を発する作業を行う場合は、特に厳重な注意を払い、消火器を準備するなど適切な処置を講ずること。

イ　しゃ水シート等の保護

埋立処分地において掘削工事等を行う際は、試掘等によりしゃ水シートの位置を必ず確認すること。また、埋立地の維持管理上、地下水観測井、ガス抜き管等の設備が設置されているので、その付近での工事にあたり、適切な養生を実施したうえで施工すること。

ウ　臭気対策

廃棄物層を掘削する場合には、埋立廃棄物より臭気性のガス発生が予想されるので、十分な臭気対策を実施すること。

第７　検　査

１　工事検査及び中間技術検査

(1)　検査の種類

検査は、完成検査、出来形部分検査、中間技術検査とし、検査主幹が任命する技術検査員が実施する。契約書に基づく請負人の届出を受け、監督員が現場等を照合して支障ないと認めた場合に実施し、品質及び出来形等の確認を行うこと。

(2)　材料検査等

ア　工事用材料、各種装置、機器類の工事現場搬入にあたり、設計書、仕様書、工事材料、品質保証書に基づいた搬入検査を実施する、このとき請負人は材質証明書、検査成績書等を提出すること。

イ　工場製作の機器類、製缶類、盤類等は当該製造所に出向き、立会検査を行うことがある。

ウ　施工時立会検査

(ｱ)　施工後では、検査が不可能である場合や、又は、事前に指示した工程が終了したときは監督員の立会をうけること。

(ｲ)　施工時材料の調合を要するもので、指示されたものは、監督員の立会をうけること。

(ｳ)　また、完了後も監督員の指示する検査を行うこと。

(3)　同一工程をくり返し行うものについては、工程ごとに検査を受けること。また、完了後も監督

員の指示する検査を行うこと。

(4)　据付・試験・試運転立会検査

ア　機器等の据付又は配管、配線等の工事終了後は、監督員立会のもとに据付及び終了検査を行うこと。

イ　機器、配管、配線等の工事終了後は、監督員立会のもとに絶縁試験、機能試験、通水試験、圧力試験、試運転調整及び各種測定（振動、騒音、温度上昇等）等を行う。

第８　かし担保

１　かし担保期間は特記仕様書に記載のない限り、工事請負契約約款に定める期間とする。

２　かし修補確認

請負人は、原則として請負金額500万円以上の工事については、引渡の日から１年以内（原則として引渡の日から起算して11ヶ月経過し12ヶ月経過する以前の期間）に、本市が行うかし修補確認に立ち会うこと。

第９　環境配慮事項

１　環境配慮型建設機械について

(1)　排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械を使用する。

(2)　運搬車両については資材等の積み卸し等の停車時間、建設機械については現場内における作業待ち時間が５分以上経過されると予想された場合にアイドリングストップを実施する。

第10　建設副産物の処理

１　建設副産物の処理

(1)　請負人は、建設副産物（建設発生土等及び建設廃棄物）の処理に当たり「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法)、「資源の有効な利用の促進に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令、条例その他の諸規定により再使用、再生利用、適正処理に努めるとともに、その処理等の内容については、あらかじめ監督員に報告する。

(2)　建設副産物の処理は次のとおり行う。

ア　建設発生土

発生土は場内敷き均しを原則とするが、発生量が多く場外処理する場合は、特記仕様書等で指定する処分地で処理する。別表－１「建設発生土の指定処分地」参照

イ　建設廃棄物

(ｱ)　焼却炉等から排出される耐火物は、「がれき類」とし、別表－２「がれき類等の指定処分場」で処理する。

(ｲ)　コンクリート塊（無筋・有筋）及びアスファルト・コンクリート塊については、別表－３「がれき類の再資源化施設」の中から請負人が処理施設を選択し処理する。

(ｳ)　木材については原則としてチップ化処理施設で処理する。

(ｴ)　工事で発生する廃棄物は、分別収集を行いリサイクル等再資源化に努める。別表－７「主な建設副産物の分類と具体的内容」参照

(ｵ)　その他の建設廃棄物の処理は、廃棄物の内容により別表－１から別表－５及び資源循環局産業廃棄物対策課ホームページ掲載の「横浜市産業廃棄物処理業者Web検索システム」の中から請負人が処理施設を選択し処理する。

(3)　工事現場において発生する廃棄物は、一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に選別し、廃棄物ごとに収集場所を確保する。また、リサイクル等、再資源化に努める。

(4)　産業廃棄物を委託処理する場合は、他人の産業廃棄物の運搬又は処分もしくは再生を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分もしくは再生がその事業の範囲に含まれている者に委託する。

(5)　廃棄物処理については、処理前に別表－６「産業廃棄物処理（計画・報告）書」に必要書類を添付して監督員に提出する。処理後には別表－６「産業廃棄物処理（計画・報告）書」及び「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」Ａ票にＢ、Ｄ、Ｅ票等の写しを添付して監督員に提出する。

(6)　建設副産物の処理に関して、不明な点等がある場合は監督員と協議する。

上記別表１～７「建設副産物の処分先」、「産業廃棄物処理（計画・報告）書」、「主な建設副産物の分類と具体的内容」は下記ＵＲＬを参照

ＵＲＬ：http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/kouji/shiyousho.html

第11　その他

1　建設業退職金共済制度の推進

請負人が、期間雇用者を採用する場合には、建設業退職金共済制度の推進に協力すること。また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を工事現場の見やすい箇所に掲示すると共に下請業者に対しても周知、協力要請すること。なお、期間雇用者を採用しない場合は、契約日から原則として２ヶ月以内に「期間雇用者不採用理由書」を監督員に提出すること。

2　アスベストの使用制限及び解体撤去作業について

(1)　使用材料についてはノンアスベスト材料とし、アスベスト含有材料を使用しないこと。

(2)　仕上材、保温材等の解体に当たっては、石綿障害予防規則（平成１７年厚生労働省令第２１号）に基づき適正に処理すること。